

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	Seacastle Singapore Pte. Ltd（シーキャスル シンガポール ピーティーイー・リミテッド） 代表取締役Tang Koon Heng（タン クーン ヘング）
【住所又は本店所在地】	60 Paya Lebar Road, #11-37 Paya Lebar Square Singapore 409051（60レーバーロード、#11-37パヤレーバースクエア、シン ガポール 409051）
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2025年5月27日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	GFA株式会社
証券コード	8783
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所（スタンダード市場）

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（海外法人）
氏名又は名称	Seacastle Singapore Pte. Ltd（シーキャッスル シンガポール ピー ティーイー・リミテッド） 代表取締役Tang Koon Heng（タン クーン ヘング）
住所又は本店所在地	60 Paya Lebar Road, #11-37, Paya Lebar Square, Singapore 409051（60パ ヤレーバーロード、#11-37 パヤレーバースクエア、シンガポール 409051）
事務上の連絡先及び担当者名	松尾 聖海
電話番号	090-1558-8188

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書No.23
訂正される報告書の報告義務発生日	2025年5月13日
訂正箇所	2025年5月15日に提出した変更報告書に不備があったため下記のとおり訂正いたします

（訂正前）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

新株予約権行使により、持ち株比率が1%以上の変動があったため

（訂正後）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株式売却及び新株予約権行使により、持ち株比率が1%以上の変動があったため